

土浦市議会基本条例

平成26年12月19日
土浦市条例第71号

目次

前文

第1章 総則（第1条—第3条）

第2章 議会の活動原則（第4条—第7条）

第3章 議員の活動原則（第8条—第10条）

第4章 市民と議会の関係（第11条—第13条）

第5章 議会と市長等との関係（第14条—第16条）

第6章 議会機能の充実強化（第17条—第20条）

第7章 議会事務局等（第21条・第22条）

第8章 議員の身分及び待遇（第23条・第24条）

第9章 補則（第25条）

付則

地方分権の進展により、これまで議会の関与が制限されていた機関委任事務が廃止され、大幅な権限移譲が行われた。

これにより、議会の権限と責務が飛躍的に増大するなど、本格的な地域主権時代を迎え、地方議会を取り巻く環境に大きな変化が生じている。

土浦市議会（以下「議会」という。）は、土浦市民から選挙で選ばれた議員により構成される合議制の機関であり、日本国憲法に定める二元代表制の下、同じく選挙で選ばれた独任制の市長と、それぞれ異なる特性を活かしながら議論を深め協力し合うことはもとより、市政運営の基本的な方針を議決する意思決定機関としての役割を担っている。

このため、議会は、公正性、透明性及び信頼性を確保し、分かりやすい議会運営を行うことで開かれた議会づくりに努めるとともに、日頃の市民生活の中にある新たな行政課題を的確に把握し、自由闊達な討議により積極的な政策立案・政策提言に努め、もって地方自治の本旨の実現を目指さなければならない。

よって、議会の担うべき役割や責務を果たすとともに、市民からの負託に応えるため不断の改革を続けることを決意し、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、新しい地方自治の時代において、二元代表制の下、市民に開かれた議会を目指し、議会及び議員の責務、活動原則その他の議会に関する基本的事項を定めることにより、意思決定機関である議会がその機能を発揮し、もって市民福祉の向上と市政の発展に寄与することを目的とする。

（条例の理念）

第2条 この条例は、議会に関する基本的事項を定める条例であり、議会に関する他の条例、議会規則及び議会規程（第4条において「条例等」という。）を制定し、又は改廃するときは、この条例の趣旨を十分に尊重するものとする。

2 議会は、議員にこの条例の理念を浸透させ、その実践に努めなければならない。

(定義)

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に在住、在勤又は在学をする個人及び市内で活動する法人その他の団体をいう。
- (2) 市長等 市長その他の執行機関をいう。
- (3) 委員会 土浦市議会委員会条例（昭和42年土浦市条例第2号。以下「委員会条例」という。）に定める常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会をいう。

第2章 議会の活動原則

(議会の活動原則)

第4条 議会は、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。

- (1) 市政における意思決定機関であることから、公正性、透明性及び信頼性を確保し、市民に開かれた議会運営に努めること。
- (2) 市民の多様な意見を市政に反映させるため、市民の意見を的確に把握し、政策立案及び政策提言を積極的に行うこと。
- (3) 議決責任を深く認識し、市民に対して積極的に情報を提供するとともに、説明責任を果たすこと。
- (4) 市民に分かりやすく、傍聴及び視聴の意欲を高める議会運営に努めること。
- (5) 市長等の市政運営状況を監視し、及び評価する機能を果たすこと。
- (6) 言論の府であることを認識し、議員相互間の討議を中心とした議会運営に努めること。
- (7) 条例等については、不断に見直しを行うこと。

(定例会の回数、会期等)

第5条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第102条第2項の規定による議会の定例会の回数は、年4回とする。

2 定例会の会期及び運営等については、土浦市議会会議規則（昭和42年土浦市議会規則第1号）の定めるところによる。

(委員会)

第6条 委員会は、多様な市政の課題に迅速かつ的確に対応するため、機動的に開催するとともに、委員会の専門性と特性を活かし、その機能を発揮するよう運営しなければならない。

- 2 委員会での審査に当たっては、委員間討議を重視し、資料等を積極的に提供しながら、市民に対して分かりやすい議論に努めなければならない。
- 3 委員会は、市民からの要請があるときは、審査の経過等を説明するとともに、必要に応じて意見を交換する場を設けるよう努めるものとする。
- 4 委員会での審査経過と審査結果は、委員長及び副委員長が責任を持って取りまとめ、委員長は、委員長報告の質疑に対して責任を持って答弁を行うものとする。
- 5 前各項に定めるもののほか、委員会の設置等については、委員会条例の定めるところによる。

(危機管理)

第7条 議会は、災害等の不測の事態が発生した場合は、市民の生命、身体及び財産を守るため、市民及び地域の状況を的確に把握し、市長等に対し速やかに必要な要請を行うものとする。

第3章 議員の活動原則

(議員の活動原則)

第8条 議員は、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。

- (1) 議会が言論の府であること及び合議制機関であることを認識し、議員間の自由な討議を重んじること。
- (2) 議案に対する議決への参加のみならず、本市の政策を自ら策定するため、議案を提出することを議員の重要な役割と捉え、積極的な調査研究活動を行うこと。
- (3) 市政の課題全般について市民の意見を的確に把握するとともに、自己の資質を高める不断の研さんにより、市民の代表として、ふさわしい活動を行うこと。
- (4) 特定の地域、団体及び個人の事案解決だけでなく、市民全体の代表として、その福祉の向上を目指して活動すること。
- (5) 議会活動について、市民に対して説明責任を果たすこと。

(会派)

第9条 議員は、議会活動を行うため、会派を結成することができる。

- 2 会派は、主として政策に関して同一の理念を共有する議員で構成し、活動する。
- 3 会派は、政策の立案及び提言を行うための調査研究等を積極的に行うよう努めなければならない。
- 4 会派は、政策立案、政策提言、政策決定等に関し、必要に応じて他の会派と合意形成に努めるものとする。

(議員の政治倫理)

第10条 議員は、市民全体の代表者として、その負託に応えるため、高い倫理性が求められていることを常に自覚し、品位をもって行動しなければならない。

- 2 前項に定めるもののほか、議員の政治倫理については、土浦市議会議員の政治倫理に関する条例（平成10年土浦市条例第26号）の定めるところによる。

第4章 市民と議会の関係

(市民参加)

第11条 議会は、市民に対し、積極的にその有する情報を発信し、説明責任を果たさなければならない。

- 2 議会は、請願及び陳情を市民による政策提案と位置付け、その調査及び審議においては、これらの提案者の求めに応じ、又は議会自ら、意見を聴く機会を設けることができる。
- 3 議会は、公聴会制度及び参考人制度を活用して、市民の専門的又は政策的識見等を議会の討議に反映させるよう努めるものとする。
- 4 議会は、議会報等の多様な手段を活用することにより、多くの市民が議会及び市政に関心を持つよう広報活動に努めるものとする。

(会議等の公開)

第12条 議会は、本会議、常任委員会及び特別委員会については原則として公開するものとし、その他の会議についても公開に努めるものとする。

- 2 議会は、議員研修会等についても必要に応じて公開するものとする。

(議会報告会)

第13条 議会は、説明責任を果たし、また、市民の多様な意見を把握し、市政の諸課題に柔軟に対処するため、議員及び市民が情報及び意見を交換する議会報告会を行う。

- 2 前項に定めるもののほか、議会報告会に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

第5章 議会と市長等の関係

(市長等との関係)

第14条 議会は、二元代表制の下、その役割を果たすため、市長等との健全な緊張関係の保持に努めなければならない。

2 本会議における一般質問は、一括質問・一括答弁方式で行うほか、市政上の論点を明確にするため、一問一答の方式で行うことができる。

3 議長から本会議及び委員会への出席を要請された市長等は、議長又は委員長の許可を得て、議員の質問に対して反問することができる。

(議員の文書による質問等)

第15条 議員は、重要かつ緊急なものについて、閉会中に議長を通して市長等に対し文書による質問を行い、文書による回答を求めることができる。

2 前項に規定する文書による質問及び回答の内容については、全議員に通知するとともに、市民に公表するものとする。

3 議会は、市長等との関係の透明性を図るため、議員から市長等に口頭による要請等があったときは、当該要請等に係る内容及び対応、経過等を記録した文書を作成するよう市長等に求めるものとする。

4 前項の規定により作成を求めた文書が市長等により作成された場合において、当該文書の公開手続きについては、これを保有する市長等に適用される定めによる。

(市長の提案説明)

第16条 議会は、市長が提案する重要な政策について、政策水準を高めることに資するため、市長に対し、次に掲げる事項について明らかにするよう求めるものとする。

- (1) 政策等の提案に至った背景
- (2) 他の自治体の類似する政策との比較検討
- (3) 総合計画との整合性
- (4) 関係法令及び条例等
- (5) 市民参画の実施の有無とその内容
- (6) 財源措置
- (7) 将来にわたるコスト計算

2 議会は、前項の政策の提案を審議するに当たっては、立案、執行における論点を明らかにするとともに、執行後における政策評価の視点も踏まえた審議に努めるものとする。

第6章 議会機能の充実強化

(議員相互の自由討議による合意形成)

第17条 議会は、合議制の機関であることを認識し、本会議、委員会等において議案等の審議又は審査をするに当たっては、合意形成に向けた自由討議を通じて議員相互間の議論を尽くすよう努め、意思決定するものとする。

(議決事件の追加)

第18条 議会は、議事機関としての機能強化のため、法第96条第2項の規定に基づく議会の議決すべき事件（次項において「追加議決事件」という。）の追加について積極的に検討するものとする。

2 追加議決事件については、市議会の議決すべき事件に関する条例（昭和26年土浦市条例第108号）で定める。

(政策討論会)

第19条 議会は、市政に関する重要な政策及び課題への認識を共有し、議論を深めるため、必要に応じて政策討論会を行い、政策提言に努めるものとする。

(議員研修)

第20条 議会は、議員にこの条例の理念を浸透させるため、一般選挙を経た任期開始後速やかに、議員研修を行わなければならない。

2 議会は、議員の政策形成及び立案（以下「政策形成・立案」という。）の能力の向上を図るため、議員研修の充実強化に努めるものとする。

3 議会は、議員研修の充実及び強化に当たり、広く各分野から専門的知識を取り入れるよう努めるものとする。

第7章 議会事務局等

(議会事務局の体制整備)

第21条 議会は、政策形成・立案を補助する組織として、議会事務局の調査機能及び法務機能の充実強化を図るため、専門的能力の養成に努めるものとする。

(議会図書室)

第22条 議会は、議員の調査・研究及び政策形成・立案の能力の向上を図るため、議会図書室の充実に努めるとともに、適正に管理し、及び運営するものとする。

2 前項に定めるもののほか、議会図書室に関し必要な事項については、土浦市議会図書室規程（平成14年土浦市議会規程第1号）の定めるところによる。

第8章 議員の身分及び待遇

(議員定数)

第23条 次項及び第3項に定めるもののほか、議員の定数（以下この条において「議員定数」という。）については、土浦市議会議員の定数を定める条例（平成13年土浦市条例第27号）の定めるところによる。

2 議員定数の改正に当たっては、他市との比較だけでなく、市政の現状及び課題並びに将来の展望を考慮するとともに、市民の意見を参考とし、検討するものとする。

3 議員定数の条例改正議案は、法第74条第1項の規定に基づく直接請求（次条において「直接請求」という。）による場合及び市長が提出する場合を除き、明確な改正理由を付して委員会又は議員が提出するものとする。

(議員報酬等)

第24条 次項及び第4項に定めるもののほか、議員報酬については、土浦市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和32年土浦市条例第14号）の定めるところによる。

2 議員報酬の改正に当たっては、行財政改革の視点、市政の現状及び課題並びに将来の展望を考慮した上で、検討するものとする。

3 次項に定めるもののほか、政務活動費については、土浦市議会政務活動費の交付に関する条例（平成13年土浦市条例第10号）の定めるところによる。

4 議員報酬及び政務活動費の条例改正議案は、直接請求による場合及び市長が提出する場合を除き、明確な改正理由を付して委員会又は議員が提出するものとする。

第9章 補則

(見直し手続)

第25条 議会は、一般選挙を経た任期開始後できるだけ速やかに、この条例の目的が達成されているかどうかについて検証するものとする。

2 議会は、前項に規定する検証の結果に基づいて、この条例の改正を含む適切な措置を講じるものとする。

3 議会は、この条例を改正する場合は、全議員が賛同する改正案であっても、本会議において、改正の理由及び背景を詳しく説明しなければならない。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年5月1日から施行する。ただし、第14条第2項及び第3項の規定は、平成27年11月1日から施行する。

(土浦市議会定例会条例の廃止)

2 土浦市議会定例会条例(昭和31年土浦市条例第18号)は、廃止する。

付 則(令和4年3月23日条例第9号)

(施行期日)

この条例は、令和4年4月1日から施行する。